## 小矢部川流域有識者会議の設立趣意書(案)

小矢部川は、その源を富山・石川県境の大門山(標高1,572m)に発し、富山、石川県境に沿って、北流し日本海に注ぐ、幹川流路延長68km、流域面積667kmの一級河川である。その流域は、富山、石川両県の6市からなり、上流部には大門山等の1,000m級の山々、中・下流部は、隣り合う庄川によって形成された扇状地に富山県内一の穀倉地帯が広がるとともに、豊富な電力などにより化学工業、製紙・パルプ工業、銅鋳物産業を中心に発展し、河口部の特定重要港湾伏木富山港を始め交通の要衝ともなっており、富山県西部地域における社会、経済、文化の基盤を形成している。

一方、小矢部川では、隣り合う庄川を源とする支川等からの流下をはじめとする地形特性や蛇行・緩流河川の特性を有し、破堤・溢水を繰り返していた。また、近年では平成2年9月洪水、平成10年9月洪水等度重なる計画高水流量相当の洪水、平成20年7月には、津沢地点で計画高水位に迫る観測史上最高水位を観測した出水により、護岸の欠壊、支川での破堤、内水による浸水被害等、多数発生している。

このような状況を踏まえ、明治16 年に国の直轄事業として工事着手され、河川整備が進められた。その後も、昭和43年に「小矢部川水系工事実施基本計画」が策定され、昭和63年に流域の社会的、経済的発展にかんがみ、計画の改定を行い河川整備が進められ、安全・安心な地域づくりに貢献してきた。

平成9年に河川法の改正が行われ、その目的に、従来の「治水」「利水」のほか、新たに「環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定された。特に、「河川整備計画」の策定に際しては、関係地方公共団体の長、学識経験者、地域住民等の意見を聴き、計画に反映する手続きが導入された。

小矢部川水系においては、平成20年1月に、「小矢部川水系河川整備基本方針」を策定。この中で、治水基準地点津沢における基本高水のピーク流量を1,600m³/sとし、このうち刀利ダム等の洪水調節施設により300m³/sを調整し、計画高水流量を1,300m³/sとする治水計画や、河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等を定めた。

今後は、河川整備基本方針に基づいて、河川整備計画を早急に策定することが求められており、「小矢部川流域有識者会議」は、この「小矢部川水系河川整備計画」の策定に向けて、小矢部川について造詣の深い学識経験者の方々から意見を聴くことを目的として、北陸地方整備局が設置するものである。

具体的には、北陸地方整備局が「小矢部川水系河川整備計画」原案を作成するに先立ち、委員の学識や経験、並びに現地調査等を通じて得られる小矢部川の現状と課題を踏まえ、21世紀を担う子孫に引き継ぐに相応しい、小矢部川の川づくりについてお考えを述べて頂く。さらに、これらの意見を踏まえて北陸地方整備局がとりまめる「小矢部川水系河川整備計画」原案に対して意見を述べて頂くことを目的に、設立するものである。